



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月5日金曜日 第111号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 437
 廃川敷地等の発生(2件)..... (河川課) ... 438
 洪水浸水想定区域の指定(9件)..... (") ... 438
 港湾施設の概要..... (港湾海岸課) ... 439
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 439
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 446
 土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 446
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 446
 道路の区域変更(県道宇和島下波津島線)..... (南予地方局管理課) ... 447
 道路の供用開始(")..... (") ... 447
 道路の供用開始(県道奥浦白浦線)..... (") ... 447

公 告

愛媛県庶務事務システム構築業務(令和2年度分)の委託..... (行革分権課) ... 447
 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 448

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 449

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第635号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店
 伊予郡松前町筒井448番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大和情報サービス株式会社
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 代表取締役 藤田 勝幸
 第一リース株式会社
 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
 代表取締役 長津 克司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎 英雄

株式会社西日本セイムス

宇和島市和霊町1211番地

代表取締役 錦織 征紀

その他未定

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 令和2年12月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,258平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
 97台
 イ 駐輪場の収容台数
 48台
 ウ 荷さばき施設の面積
 153平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
 26立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 株式会社フジ
 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時
 株式会社西日本セイムス

開店時刻 午前8時30分 閉店時刻 午後11時
その他未定

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2 午前6時から午前1時まで

2 届出年月日

令和2年5月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第636号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

一級河川肱川水系清水田川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年6月5日

3 廃川敷地等の位置

左岸 西予市野村町野村7号38番4地先から

西予市野村町野村7号36番1地先まで

右岸 西予市野村町野村6号2番3地先から

西予市野村町野村6号3番3地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)126.16平方メートル

○愛媛県告示第637号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え

置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

一級河川肱川水系肱川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年6月5日

3 廃川敷地等の位置

西予市野村町野村7号3番1

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)59.31平方メートル

○愛媛県告示第638号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、二級河川渦井川水系渦井川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第639号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、二級河川立岩川水系立岩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第640号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、一級河川重信川水系小野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第641号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川大谷川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第642号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川仁淀川水系久万川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局久万高原土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第643号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川喜木川水系喜木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第644号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川岩松川水系岩松川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第645号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川渡川水系三間川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第646号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川渡川水系広見川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第647号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	西条市広江563番1	延長 274.0メートル 幅員 17.6メートル

○愛媛県告示第648号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号

3 特定施設に関する事項

(1) K - 570 A 遠心分離機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり10トン処理	
設 置 年 月 日	昭和59年10月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～13 最大 13～14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 220
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 30 最大 50	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(2) K - 570 C 遠心分離機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり10トン処理	
設 置 年 月 日	昭和59年5月22日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～13 最大 13～14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 220
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5

	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 30 最大 50	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(3) K - 601 遠心分離機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり50トン処理	
設 置 年 月 日	平成5年3月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8～9 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 40
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5未満 最大 5
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 50 最大 95	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(4) Z - 550 B 精密ろ過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり20立方メートル処理	
設 置 年 月 日	昭和63年2月16日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 590 最大 700
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2 最大 3

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(5) Z - 550 C 精密ろ過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり20立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成元年12月22日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 590 最大 700
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2 最大 3

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(6) K - 350 フィルタープレス

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設
----------	-------------------

特定施設の能力		1日当たり35トン処理
設 置 年 月 日		平成23年4月1日
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 285

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(7) K - 403 フィルタープレス

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり35トン処理	
設 置 年 月 日	昭和60年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 100 最大 142

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(8) K - 380 A 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能 力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	昭和46年5月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 370 最大 390	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(9) K - 380 B 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能 力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	昭和46年5月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~13 最大 13~14

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 370 最大 390	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(10) K - 381 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能 力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	昭和60年6月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 370 最大 390	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(11) K - 401 A 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能 力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	昭和43年12月1日	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 390	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(12) K - 401 B 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	昭和43年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 390	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(13) K - 401 - 2 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり13トン処理	
設 置 年 月 日	昭和49年10月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,630 最大 3,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 251 最大 300	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(14) K - 700 連続真空式濾過機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 □ 遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり25トン処理	
設 置 年 月 日	平成18年1月4日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~13 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,630 最大 3,000

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 370 最大 390

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(15) Z - 570 スクラバー

特定施設の種 類		政令別表第1第27号 ル 湿式集じん設 備
特定施設の能 力		1分当たり40立方メートル処理
設 置 年 月 日		平成9年1月1日
特定施設の使用時間間 隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用 時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要		な し
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 1
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 200 最大 240
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 7 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 25 最大 50

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(16) Z - 007 スクラバー

特定施設の種 類		政令別表第1第27号 ル 湿式集じん設 備
特定施設の能 力		1分当たり120立方メートル処理
設 置 年 月 日		平成7年12月1日
特定施設の使用時間間 隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用 時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要		な し

特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5未満 最大 5
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(17) Z - 008 スクラバー

特定施設の種 類		政令別表第1第27号 ル 湿式集じん設 備
特定施設の能 力		1分当たり80立方メートル処理
設 置 年 月 日		平成7年12月1日
特定施設の使用時間間 隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用 時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要		な し
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5未満 最大 5
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 168 最大 240

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(18) Z - 009 スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん設 備
----------	--------------------------

特定施設の能力	1分当たり80立方メートル処理	
設置年月日	平成23年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~9 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,685 最大 6,500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 72 最大 96	

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

(19) Z-762 ファンダーバックフィルター

特定施設の種別	政令別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり40立方メートル処理	
設置年月日	平成22年11月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~14 最大 13~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 340 最大 400
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 30 最大 60

備考 汚水等は、中和ゲル処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 中和ゲル処理施設

設置年月日	平成21年12月7日		
処理施設の種別	生物処理及び化学処理		
処理施設の型式	高密度汚泥処理		
処理施設の構造	化学反応槽1:鋼板製 化学反応槽2:鋼板製 沈殿槽:鋼板製		
処理施設の主要寸法	化学反応槽1:直径2メートル 高さ2.5メートル 化学反応槽2:直径3.8メートル 高さ4.2メートル 沈殿槽:直径3.2メートル 高さ6メートル		
処理施設の能力	1日当たり3,840立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	高密度汚泥法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~14 最大 13~14	通常 7.0~9.0 最大 8.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 65 最大 96
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,500 最大 6,500	通常 40 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0未満 最大 5.0	通常 5.0未満 最大 5.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0	通常 1.0未満 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 3,120 最大 3,840	通常 3,120 最大 3,840	

備考 汚水等は、BR-BT活性汚泥処理施設及びNo.3総合排水処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~7.5
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	11.2
		最大	20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	15.0
	最大	27.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.0
		最大	15.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0
		最大	5.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	20.474
		最大	27.557

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0~8.0
		最大	5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	13.0
		最大	19.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	33.0
	最大	47.0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.8
		最大	10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0
		最大	7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	36.402
		最大	39.998

(2) No.3排水口

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第649号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-29)第1705号	平成29年10月2日	川之江土建産(株)	大西 治	四国中央市川之江町4084-2	令和2年4月2日	土木事業 とび・土工事業 舗装工事 しゅんせつ工事 水道施設工事 解体工事	建設業の廃止
(般-30)第16318号	平成30年6月24日	木代建築工芸	高橋 英明	四国中央市豊岡町大町12-30-1	令和2年4月17日	建築工事	建設業の廃止(法人成り)
(般-30)第16347号	平成30年8月18日	野々山鉄工(株)	野々山政昭	四国中央市下柏町77-8	令和2年4月20日	鋼構造物工事	建設業の廃止

○愛媛県告示第650号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松山市古川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月5日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

○愛媛県告示第651号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月5日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第7号 令和2年5月28日	伊予市米湊字大角蔵1588番、1588番3	松山市古川北4丁目8番27号 株式会社 共栄建設

○愛媛県告示第652号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月5日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第8号 令和2年5月28日	伊予郡松前町大字鶴吉字宮之前63番1、79番1	松山市西垣生町512番地2 パリュージュセントラル B202号 山根 惇 生 山根 宏 美

○愛媛県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字元屋敷丙188番2から 同町北灘字キビ尻丙198番2まで	旧	メートル 4.5~14.9	キロメートル 0.148	
		宇和島市津島町北灘字元屋敷丙188番2から 同町北灘字キビ尻丙198番3まで	新	7.4~21.6	0.148	

○愛媛県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字元屋敷丙188番2から 同町北灘字キビ尻丙198番3まで	令和2年6月5日

○愛媛県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町白浦字一ノ宮外620番3から 同町白浦字一ノ宮外619番3まで	令和2年6月5日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県庶務システム構築業務委託(令和2年度分)
- (2) 委託業務名及び数量

愛媛県庶務システム構築業務委託(令和2年度分)一式

- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (4) 委託期間
ア 委託期間
契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで
イ 委託業務に係る成果品の納入期限
令和3年3月31日(水)
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
要求仕様書及び契約書による。

(6) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 過去5年間に於いて、都道府県向けの内部系システムとして、構築及び保守に係る費用の合計が3億円以上（税抜）の案件を受注または納入した実績を有することを証明した者であること。
- (3) 本業務において導入するシステムが、過去5年間に都道府県及び政令指定都市への導入または契約実績を有する自治体向けパッケージ製品を活用した庶務事務システムであって、当該システムの導入を適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部行政財政改革局行革分権課働き方改革グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2229

- (2) 入札書の受領期限
令和2年7月15日（水）午後2時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
令和2年6月5日（金）から同年6月12日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年7月15日（水）午後2時
愛媛県庁第二別館5階土木部入札室
- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (6) 郵便による入札の取扱い
郵便による入札の場合は、入札書は、令和2年7月14日（火）午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。競争入札参加資格審査申請書は、持参して提出することとし、郵便又は電送によるものは、受け付けない。

(ア) 受付期間

令和2年6月5日（金）から同年6月15日（月）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和2年6月5日（金）から同年7月13日（月）までの執務時間中

(イ) 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案内容を記載した資料は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Construction of Ehime Prefecture General Affairs System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 15 July 2020 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 14 July 2020)
- (3) For further information, please contact: Workstyle Reform Group, Administrative Reform and Decentralization Division, Administrative and Financial Reform Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2229

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年5月22日あったので公表する。

令和2年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和2年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和2年6月9日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜市医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160 - 1

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年6月5日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
定位放射線治療装置（ガンマナイフ） 1式 （月額賃借料 / 県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年5月25日	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	5,572,490円	一般競争入札	令和2年4月14日